

厚生委員会会議録

平成22年3月12日(金)

(開会)10:02

(閉会)12:59

委員長

おはようございます。ただ今から厚生委員会を開会いたします。

「議案第33号 平成22年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第33号 平成22年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」の補足説明をいたします。

予算書の203ページをお願いします。平成22年度の予算につきましては、平成21年度の決算の見込から推計いたしまして、予算計上させていただいております。総額で138億711万2千円を計上しておりますが、昨年度と比較いたしまして2億8229万9千円、2.1%の増となっております。

まず、歳出予算からご説明いたします。予算書の217ページをお願いいたします。

第1款、第1項 総務管理費につきましては、職員22人分の人件費と経常的な事務費を計上いたしております。

219ページをお願いします。第2款、第1項 療養諸費につきましては、一般被保険者、退職被保険者の療養給付費及び療養費の経費を計上いたしております。一人当たり医療費が増加していることから前年度と比較して1目 一般被保険者療養給付費で1億757万6千円、2目 退職被保険者療養給付費で1億201万6千円の増額の予算計上をいたしております。

221ページをお願いします。第3款 後期高齢者支援金、第4款 前期高齢者納付金、第5款 老人保健拠出金、222ページになりますが、第6款 介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金等から産出基準が示されておりますので、それに基づき予算計上をいたしております。

223ページをお願いします。第8款 保健事業費、第1項 特定健康診査等事業費につきましては、特定健診及び保健指導に係わる経費を計上いたしております。平成21年度は健診受診率50%を目標といたしておりましたが、22年度は55%、約13,400人を目標といたしております。最終年度の平成24年度には受診率65%とすることを目標といたしております。

224ページをお願いします。第9款 基金積立金、第1項 基金積立金につきましては、平成21年度12月補正で積立をいたしておりました国民健康保険保険給付費等準備基金4億4千万円に対する運用収入の積立でございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

210ページをお願いいたします。国民健康保険税につきましては、一般、退職全体を合わせまして、昨年度に比しまして、4.6%の減少となっております。その主な原因といたしましては、被保険者数の減少と現在の経済情勢の悪化に伴います所得の減少に伴う減と考えております。

212ページをお願いします。第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金につきましては、一般療養給付費分・老人保健拠出金分・介護納付金分に係る国の負担率34%を乗じて算出いたしております。

215ページ、繰入金でございますが、これは一般会計からの繰入金の基準内繰入と基準外繰入の分を計上いたしております。前年度と比較しますと3300万円程度減少いたしております。第9款 繰入金、基金繰入金でございますが、これは先ほど申しました12月補正で計

上しておりました、積み立てておりました国民健康保険給付費と準備基金を全額取り崩すものでございます。これにつきましては、先ほどちょっと説明が漏れてしまいましたが、すみません、213ページに戻ってもらってよろしいでしょうか。第5款の前期高齢者交付金でございますが、前年度と比較しまして6億846万8千円の減少となっております。これは平成20年度の精算分が5億1900万円ほど出ましたので、その分の返還が生じております。その関係で、全体といたしまして6億800万円の減少となっております。このため、国保会計全体といたしましては赤字記帳となっておりますので、先ほどご説明差し上げました基金を全額取り崩してバランスを取るようしております。

以上で、国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

榎井委員

それでは、本会計を今年度編成していく上でどのような考え方を持っていますね、編成されたのかという基本的なところを聞かせていただきたいと思います。

健康増進課長

本年度の予算編成につきましては、冒頭でご説明したとおり、平成21年度の決算をベースに編成をいたしております。その後、いろいろな制度の変更等もございまして、税の軽減等の変更もございしますが、一応21年度のベースを基本にいたしまして編成をしております。

榎井委員

先ほど説明では、人員の減とかですね、経済状態の問題等が理由で保険税の減少なども若干説明されたんですけども、そういう社会情勢その他についての考え方についてはどうなんでしょうかね。

健康増進課長

委員おっしゃいますように、社会情勢がまだ不安定な状況でございますので、課税所得自体が前年度、その前々年度に比較しましても減少傾向にございます。被保険者の状況で見ますと、対象の被保険者の方が世帯、被保険者数とも減っておりますが、これにつきましては、社保に移行される方もいらっしゃいますし、生活保護のほうに行かれる方もいらっしゃいます。全体的に見ますと、やはり今の経済状況の影響を如実に受けているんじゃないかと思っております。

榎井委員

そういう経済情勢を具体的に反映させたものというふうになっているというようなことでしょうか、質問を次に移りましてですね、飯塚市の人口が外国人の方達を含んでも13万3341人と市民課の方からお聞きしたんですが、その世帯数も58,764というふうにお聞きしました。去る2月の国民健康保険運営協議会の中で、資料によればですね、国保の世帯は20,497というふうに聞いたんですが、現在ではその人員でいいんでしょうかね。世帯数について確定した数字を教えてください。

健康増進課長

一番近々の2月末現在の世帯数といたしましては、20,060世帯というふうになっております。

榎井委員

それでは、208ページですかね、先ほど説明のありました国保税の収入なんですけども、前年比が1億2600万円あまり、率にして4.6%くらいの減収になってますね。これは、先ほど言われたような原因なんでしょうけども、引き続き、210ページの医療分、それから後期分、介護保険分、それぞれ前年比でどのくらいのマイナスになってるんでしょうか。

健康増進課長

前年度の比でございますが、医療分につきましては前年と比較いたしまして8080万円ほ

ど減少いたしております。率にいたしますと4.57%となっております。次に、支援金の分でございますが、これが、-2448万円ほどの減少となっております、率にいたしまして5.25%、同じく介護分につきましては、733万5千円で3.77%の減少ということになっております。

楡井委員

それから、次はいつもお聞きするんですけども、2割、5割、7割の軽減世帯というのがあります。この世帯の動向といたしますか、それぞれ世帯数ないし、減免額等が紹介できますでしょうか。

健康増進課長

軽減分につきましては、医療分、後期分、介護分とございますが、全体数でちょっとお答えさせていただきます。対象世帯といたしましては、7割軽減が8,152世帯、5割軽減が1,198世帯、2割軽減が2,633世帯ございます。金額といたしましては、7割軽減が3億7035万7千円、5割軽減が5493万8千円、2割軽減が3944万7千円となっております。対前年比といたしましては、7割軽減が1.55%の増、5割軽減が5.84%の増、2割軽減が3.97%の増となっております。軽減世帯の全体世帯に占める割合でございますが、全体で58.5%というふうになっております。

楡井委員

総世帯、先ほど言われた2万60でしたか、の内の今の比率58%超がですね、2割、5割、7割の軽減世帯ということでありまして。これに59万円ですか、限度額を超えた世帯もあるでしょうからその関係もあるんですけども、それは収入の多い方たちの関係であって2割、5割、7割というのは収入の少ない世帯の関係です。そこがですね、去年は確か57%ぐらいだったと思いますし、そのもう一つの前の年は50%を若干切っていたぐらいじゃなかったかというふうに記憶してるんですけども、それがもう58%超という形で増えてきてるという状況に今なっている。なかなか一番初めにお聞きした反映でもあるんじゃないかというふうに思うわけです。それで2割、5割、7割軽減を実施することが従来応益割の割合が45%ないし55%未満というようなふうに分けられていたようなんですけども、それが今回撤廃されたんじゃないかと、撤廃してもいいというようなことで方向が出てくると思うんですね、国の。その関係での影響がこの2割、5割、7割の関係の人たちのところへどういう影響が出るのかということについては予測できませんでしょうか。

健康増進課長

2割、5割、7割の軽減につきましては先ほど委員おっしゃいましたように、45%以上55%未満ということクリアしないと、2割、5割、7割の軽減を実施できません。実施できない場合については以前、合併前に飯塚市が行ってございました6割、4割軽減という形になっております。現在のような経済情勢の中で、この45~55%の中に収まらなくて軽減を受けられない方もいらっしゃいます。その部分を救うために今回法律の改正をやって、どの割合でも実施できるようにいたしております。飯塚市の影響につきましては、いま本市は50%に限りなく近いような形で応能応益割合を設定いたしております。これを自由に変えることもできるわけでございますが、例えば低所得者に対して応益割を下げるといたしますと、逆に応能割が高くなって、応能割が高くなれば当然所得割の部分が高くなってまいります。そうした段階で所得の高い層につきましてはある程度上限を超えるような方につきましては所得税割が変わっても影響ございませんが、所得割がかかってくる層につきましてはその分の負担が重くなるようになりますので、単純にその応能応益割合を自由に変えるというのは今後どういう影響があるかを見きわめた中での検討ということになると思います。

楡井委員

そうするとこの応益割の45%以上50%未満というのが取り払われたという状況だったと

しても、低所得者の方たちにとっては逆に負担が重くなる可能性がある。今後精査していくというような理解でよかったかと思うんですけども、そういう理解でいいですかね。

健康増進課長

所得割のかからない方につきましては応能応益割合で応益のほうを下げる分についてはよろしいですけども、所得割がかかる分で比較的所得の低い方につきましては所得割の税率が上がることで負担が上がるということになりますので、応能益の金額の設定とその所得割の税率の設定でどの程度の影響が出るかというのは試算をしてみないと分からない状況でございます。

楡井委員

210ページから212ページにかけて滞納分からの納入が計算されています。現役世代といいますが、一般の方たちの分とそれから退職者分ということで、一般の方たちの分からは1493万7千円ですか。それから退職者分は292万円の、これ後期高齢者の分ですね。後期高齢者支援分です。これがいま言った数字の比較になる、滞納からの克服ということになってると思うんですが、これは退職者分は従来100%納入というように聞いておりましたけど、その点では新たに滞納克服額が提示されてるということではこの退職者分の人たちも滞納が生まれているという状況なんでしょうか。

健康増進課長

退職者に該当される方につきましては基本的に年金収入がありますので、年金の天引きということになりますが、その中に年金天引きの分を自由に普通徴収で納入するというような方法も選択制になっております。その中で若干滞納される方が出てきたというようなことでございます。

楡井委員

29万2千円の滞納克服額ということに今なってるんですけど、これは滞納額の100%が29万2千円でしょうか。それともこの29万2千円というのは滞納額の100%なのかそれとも一部分なのか、その点についてどうですか。

健康増進課長

これにつきましては一部分でございます。

楡井委員

それでは滞納額は合計いくらですか。

納税課長

滞納繰越額は総額で平成18年度 10億759万8千円、19年度で9億4818万4千円、20年度で8億4800万4千円と、減少傾向で推移しております。

楡井委員

そういう意味では、私の質問の趣旨と違ったんですけど、これはこれとしていずれお聞きしなければならないことだったんですけど、この29万2千円を克服するための滞納額が知りたかったんですけど。

健康増進課長

滞納額といたしましては92万4千円で、そのうちの31.62%ということで収納率を見込んでおまして、その金額が29万2千円というふうになっております。

楡井委員

それでは、本会議場で質問したんですけども、保育料と給食費の滞納者に対してですね、訴訟を起こしておりますが、本会計からはまだそういう措置が取られておりません。そのような措置を将来取らなければならない状態になるかどうか、その点の見通しについてはどうなんでしょうか。

納税課長

税につきましては、徴税吏員といたしまして勤務しておる職員は徴税吏員証を持っておりま

す。それによりまして自力執行権が認めておりますので、それに基づきまして処分徴収を行っております。従いまして、そのようなことは考えておりません。

楡井委員

それでは平成21年度の決算見込で7億5525万4千円ほどの黒字があったやに思っています。それで、216ページでは4億4千万円の基金、正確には4億4316万9千円というふうになっていますけれども、先ほど説明がありましたですね。6億いくらかの返還金があると。これに今充当しなければならぬというようなことで取り崩すということでは言われました。そういう説明だったと思いますけど、そういう理解でいいですかね。

健康増進課長

まず7億5500万円につきましては、平成20年度の決算で21年度に繰り越した額ということでございます。7億5500万円が21年度に繰り越された関係で、21年度中に4億4千万円の基金を積み立てていただくということになります。それで、先ほど前期高齢者の精算分としていたしまして5億1900万円、全体で6億円近くのマイナスが出てますということでご説明を差し上げましたけども、その分が20年度にもらい過ぎていたということでその分を返しますと。そのもらい過ぎていた分がこの7億5500万円のうちに含まれてますというようなことでございます。

楡井委員

7億5500万円とは単なる会計の全くの黒字ではなくて、預かっていた金だというような考え方ですけども、そうすると平成22年の予算ということになれば基金は0ということになります。平成22年度予算資料の一番最後のページに基金の状況が書いてありまして、この関係で年度末残高は0と、空白ですからこれは0でしょうけども、こういうことであります。そうすると基金が0ということになると、22年が終わって23年度の予算は丸々赤字になるんじゃないかというふうな関係が出てくるのかなというふうに思うんですが、22年度の予算審議をしてるうちに23年度はどうかというのもどうかと思いますけども、23年度の予算ではあえて聞かせていただくと、赤字ということになるんでしょうか。

健康増進課長

23年度につきましては先ほど言いました前期高齢者交付金の精算分というのは、21年度分の精算が今度発生いたします。21年度につきましては20年度に比べて交付額も極端に減っております。ですから、そこら辺の動向を見た中での話ということになりますので、今のところちょっと何とも、赤字になるというようなことは今のところは推計いたしておりません。

楡井委員

先ほどのご説明で2割、5割、7割軽減が58%という形で、国保世帯のうちの半数以上60%近い人たちがですね、この軽減世帯になったということになります。そうすると、このことから国保世帯の国保税の納入というのはもう限界ということじゃないかと思うんですね。例えば夫婦と子供2人で所得300万円という平均的かなという、地場産業からすれば少し高いかなと思うんですけど、とりあえずそういう数字のところですね、夫婦と子供2人、所得300万円ということになった場合、飯塚市の国保税はいくらになりますか。

健康増進課長

所得300万円、世帯数で4人ということでの試算でございますが、医療分と支援分の合算数字でちょっと答えさせていただきます。総枠で40万5700円ということになります。先ほどちょっと話がありましたけれども、給与収入の300万円というのは非常に飯塚市の国保の世帯では非常に高いランク、だいたい飯塚市でいま平均の所得額といたしましては70万円ちょっとということではございますので、それからすれば、かなり高所得の方かなというふうには思います。

楡井委員

次に移りますけども、高齢化社会の進行はですね、なかなか止まりません。それで当然のことながら、医療費の増加もこの関係で上がっていくということになるわけですね。従って、医療などの自然増分というのが、全国的には2200億円というふうに自然増の分を言われていますが、自民党と公明党の政権のときにこの2200億円を増やさないかんのに、これをカットしたという国の責任があるわけですけども、これを怠ったということになるわけです。その結果、国庫補助率がですね、この国保会計への国庫補助率がずっと下げられてきておると、このことが一番始めに述べましたように国保会計の困難さの1つの大きな原因だというふうに思うわけですけども、このことについては、どのように考えられますか。

健康増進課長

国の補助率につきましては、段階的に下げられまして、今負担金の分は34%という率になっております。私共も従前から国の関与をもうちょっとしっかりしてくださいということは市長会を通じて申し上げております。現行いま、制度改正がいろいろあっておりますが、その分の国の関与については、増やすという方向ではなく、他の医療、保険者の方からの負担を求めるといようなかたちの改正が行われておりますので、ここが国が積極的な関与をしていただければ、国保会計としては若干好転するのではないかと考えております。

榆井委員

そういう状況の中ですから、現在、小学校入学前までの幼児の医療費の無料化、これをさらにですね、進めなければならぬというふうに思います。小学校3年ぐらいまではですね、実施してるところがかなりの自治体であるんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、私としてはそういう方向へ進めるべきだと、そのことが住みたいまちづくりということの一端にもなるんじゃないかというふうには思うわけです。そういうところから考えた場合ですね、今言われたように、国の関与がないと、これも作ってもらえば、大いにありがたいということよなことなんですけれども、国の関与がないなら、もうそれ自治体で黙っていたということにはならないんじゃないかというふうに思うんですね。国が手当てしないならば、自治体の本来の役割を果たさなければならぬ、そういう意味では、法定の一般会計からの繰入れはありますけどですね、法定の繰入れをすべきじゃないかと、法定外の繰入れをですね、すべきじゃないかというふうに思うんですが、今日、市長お見えでないので、副市長からでもこの点についての考え方を述べていただければ幸いです、いかがでしょうか。

保健福祉部長

繰入につきましては、先ほど申されましたような乳幼児医療等の減額等、法定外になりますけれども、そういうものについても一般会計からお願いしてるところでございます。市の財政も非常に厳しい状況でございますので、今のところ、そういうところでご了解をお願いしたいと考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

榆井委員

文章的にまとまっておりませんが、项目的に言えば、社会保障とは何かということからですね、今の国保会計についても考え直さなくてはならないというふうに思います。そういうことからすれば、最後に述べましたように、自治体本来の役割というのをですね、今こそ発揮すべきじゃないかというふうに思うんです。特に飯塚市の場合は、市長選挙を目前に控えておりますので、そういう意味からですね、総括をして新しい方向を出していただければというふうに思います。さらに、経済状況なども反映して、2割、5割、7割の軽減所帯が増加して

ると、逆に、この未納ですね、増えてるという状況もありますので、市民の負担というの、これが限度だというような状況ではないかというふうに思います。そういう意味では、国も市の責任もですね、果たされてないという状況の中でありますから大いに運動も強めながらですね、この会計の健全化といいますか、方向をまた取るべきではないかというふうに思います。以上簡単に述べてですね、この会計の反対の立場を表明したいというふうに思います。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第33号 平成22年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手、賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 平成22年度飯塚市老人保健特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第34号 平成22年度飯塚市老人保健特別会計予算」の補足説明をいたします。老人保健会計につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まりました関係で、19年度をもって制度が廃止されております。一応22年度まで残務処理のため会計が継続されることとなっております。

予算書の229ページをお願いします。本年度は残務処理のために総額で2303万9千円を計上いたしております。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

235ページをお願いします。第2款 医療諸費、第1項 医療諸費2245万6千円につきましては、制度が19年度をもって廃止されておりますので、22年度での新たな請求はございません。過去の分の過誤請求や過年度の療養費、高額療養費などの支払に備えるため計上いたしております。

続きまして233ページをお願いします。

歳入でございますが、先ほどの療養費に関しまして、第1款 支払基金交付金、第2款 国庫支出金、第3款 県支出金、第4款 繰入金につきましては、先ほどの分の負担割合に基づいて計上いたしております。

以上で、老人保健特別会計予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第34号 平成22年度飯塚市老人保健特別会計予算」について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第35号 平成22年度飯塚市介護保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

介護保険課長

「議案第35号 平成22年度飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。

平成22年度は第4期介護保険事業計画の2年度目にあたります。議案分は省略させていただきます。保険事業勘定のほうから説明いたします。

241ページをお願いします。241ページ下段の事項別明細書の歳出の総括で説明させていただきます。記載のとおり、予算規模といたしましては前年度より3億7052万9千円、前年度比3.4%の増となっております。増の要因は記載のとおり、保険給付費で総額104億9991万3千円、前年度より3億5714万9千円、3.5%の増が主な要因でございます。事項別明細書に基づきまして、歳出のほうから主な項目のみ説明させていただきます。

247ページをお願いします。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の前年度比555万5千円の減は主に平成22年度においては介護保険システムの改造経費の減、及び人件費の減等による減額でございます。

次に249ページをお願いします。同1款3項1目 介護認定審査会費は介護認定審査会の審査を行うための審査会等の経費を計上しておりますけれども、平成22年度は審査会委員の任期が2年で、2年度目に当たります関係で、委嘱状の交付経費等が不要になったことから減額になっております。

250ページをお願いします。2款 保険給付費、1項 介護サービス等諸費、1目 居宅介護サービス給付費33億1745万4千円から253ページにわたりまして、253ページの6項 その他諸費、1目 審査支払手数料1177万1千円までは、先ほど総括のほうで説明しましたとおり、保険給付費総額で104億9991万3千円で前年度比3億5714万9千円の増となっております。

続きまして、253ページの3款 地域支援事業費、1目 事業管理費1億1216万5千円は地域包括支援センターの業務に携わります職員等の人件費の賃金等が主なものでございます。増の要因としましては、平成21年度までサービス事業勘定に計上しておりました嘱託職員賃金をこの保険事業勘定に組み換えたことによる増でございます。

次に254ページをお願いします。同ページから10ページにかけましての同3款 2項 介護予防事業費の計9319万7千円は1目の介護予防特定高齢者施策事業費の政策機能評価手数料3023万5千円、生きがい活動支援通所事業などの委託料で2842万7千円および2目の介護予防一般高齢者施策事業費の地域ネットワーク活動推進事業補助金の2535万1千円が主なものであります。

255ページから次ページの256ページにかけての、3項 包括的支援事業・任意事業費の計1億3851万1千円は1目の総合相談事業費で在宅介護支援センター運営事業委託料5800万5千円、および2目の任意事業費の食の自立支援事業費などの委託料7009万円が主なものであります。

歳出を終わりにして歳入の説明をいたします。

242ページをお願いします。1款 保険料は高齢者人口の伸びに準じまして、前年度より1113万2千円、0.6%の増としております。1番下段の3款2項 国庫補助金、1目 調整交付金につきましては本飯塚市が低所得者および後期高齢者数が標準より多いことから、原則交付率であります5%より2.35%多い、7.35%の交付率で計上しております。国庫負担金、支払基金交付金、県負担金等は給付費の増に併せてそれぞれの負担率で計上しております。

245ページをお願いします。7款の繰入金2項 基金繰入金、2目 介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金2396万4千円は12月補正でも説明させていただきましたけれども昨年4月よりの介護報酬改定に伴い、介護保険料のアップを抑制するために国の平成20年度の補

正予算で交付されまして、基金に積み立てていたものを給付費財源等に充てるために平成21年度では12月補正で計上させていただきましたけども、約3分に2、平成22年度に残りの3分の1を繰り入れるものです。それに従いまして、その上段1目の介護給付費支払準備基金繰入金1億4102万9千円を繰り入れまして、給付費の財源調整を行っております。

黄色の中紙以降になりますが、介護サービス事業勘定の予算について説明します。

262ページをお願いします。262ページの事項別明細書の総括で記載しておりますとおり、予算の規模は前年度より1603万5千円の減となっております。その要因といたしましては先ほど保険事業勘定のほうで説明させていただきましたとおり、平成21年度まで1款総務費に計上しておりました嘱託職員の人件費等の経費を保険事業勘定に組み換えましたことから、前年度より1522万1千円の減となっていることが主な原因でございます。2款の事業費につきましては1億897万円計上しておりますけども、地域包括支援センターにおけるケアマネジメントに係る人件費、事務費、委託料等の予算を計上しております。

なお、歳入は1款 サービス収入、1項 予防給付費収入1億342万1千円、および2款の繰入金、1項1目の一般会計繰入金1330万7千円が主なものとなっております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

この項といいますが、会計ではですね、以前からも問題になっておりますし、社会問題としても広く報道もされているところでありましてけれども、介護労働者の処遇改善、これが急がれるということなんですけれども、飯塚市として、実態の把握、それから、改善の努力状況、そういう内容をちょっと説明して下さい。紹介して下さい。

介護保険課長

予算には具体的に結果から申しまして、そういった予算的なものはございません。昨年の4月の3%、飯塚市では2.8%ですけども、介護報酬の改定、及び10月から始まってます介護従事者処遇改善事業という二本立てで国のほうで行われております。その検証につきましては、先日の広報、官報等であがっております。これは、国のほうの検証そのものでは、介護従事者が平均で8,930円アップしたというような公表がされておりました。ただそれは、平成20年度の9月時点と平成21年度の9月時点での同一事業者への照会した結果の金額の給与のアップ額というような表現でした。それが、介護報酬の改定でどれだけの影響があったかというような検証までは国のほうでも出来ておりません。当然ながら、市のほうでもその辺の検証が出来ておりません。ちなみに、介護従事者の処遇改善事業、昨年の10月から始まりました事業につきましては、事業所の申請率が全国、福岡県レベルでも同一ですけども、80%の交付申請率で処分改善事業によってやるというような検証結果が出ております。これも複数の事業所を開設されてあります法人については1本での申請が可能ですので、これも市町村単位での把握というのが難しいものですから、大体福岡県の80%の交付申請率という程度でというような把握をします。

楡井委員

そっちと併せてお聞きします。人材確保ということについてもですね、これも同じように大きな問題だということのようですけれども、この点での努力と、市としてのですね、これも紹介をしていただければと思いますけど。

介護保険課長

市の予算というのも、これ特別会計ですので予算としては計上はございません。昨年から介護従事者の失業者に対する働きながら資格を取るプログラムというのが、福岡県の場合は県単位で行われておりますので、今のところ、その事業が失業者に対して、介護事業所で働きながら、その合間を見て資格を取るというような事業が行われております。

楡井委員

1番目と2番目も併せてですけれども、市としてのですね、実態把握ということも行われていないようですし、市としてのこの人材確保なり、人材育成という点についても市の独自課題としての追求がないということのようでもあります。249ページのですね、先ほど説明のありました認定調査等費の中で、嘱託職員の賃金というのが3750万円くらいですか、計上されておりますけれども、嘱託職員の方たちの人数、さらにはその人達がどういう資格を持って働いておられるのかですね、この点についてお聞きしたいと思います。

介護保険課長

ここに計上されております嘱託職員3749万8千円は、市のほうで直接に訪問調査に行く職員の数ですけれども、14人でございます。資格は、原則として介護支援専門員、ケアマネジャーの資格、もしくは保健師、もしくは看護師免許を持っている者であって、経験が通算5年以上である者等を原則としております。

楡井委員

14人全員がケアマネジャー、それに保健師、さらには看護師という人達の免許を持つてると、全員ですね。はい、分かりました。それで、先ほどの説明がありましたように、今年が第4次改定の2年目ということになるんですけども、この第4次改定の初年度ですね、認定が非常に厳しくなって多くの人から介護度が軽く見られたと、軽く判定された。したがって、サービスも従来よりですね、少なくなったと言うか、弱くなったと言うか、そういうことに訴えがあいついでます。これは本会議等で、一般質問等でもですね、同僚議員の方達の質疑があったように思いますけれども、これは、その後ですね、飯塚市としてはどのような改善が図られたかなということについての内容が説明できれば、説明して下さい。

介護保険課長

一般質問等でも説明させていただいてはいますが、去年の10月1日から認定制度の再改定が行われまして、国の検証の中では、概ね平成21年3月以前の状況に戻ったというような検証を得ております。飯塚市の状況ですけれども、4月以降の改訂段階でも期間が短いこともあると思いますが、大きな差異はございませんでした。再改定後10月以降の1月末ぐらいまではある程度数字を見ておりますけれども、その結果、3月以前の状況よりも介護の度合い毎の分布状況が軽度者は低く出たような傾向がございます。非該当、要支援1、要支援2の方々が平成21年3月以前の分布状況よりも低く出ているというような状況がございます。

楡井委員

要支援1、2、それから介護度の1、2あたりがですね、かなり低くなってきていると、なっているというような結論も出てますし、そういう人達のところからですね、かなりの不満と申しますか、訴えが出てくる状況です。介護度3、4、5というかなり重度の方達はですね、変えようがなかったのかも知れません。これが改善と申しますか、いろいろ手が打たれて、国のほうの基準が弱まったというんですか、今ご説明のように10月1日の以前にですね、戻ったんじゃないかというふうには言われてますし、飯塚市ではそういう意味では、そういう措置の関係もあるんでしょうけれども、大差がないという結果のようですが、これは1月末のということですから、その後調べられていない、統計取っておられないのかなというふうに思います。そういう意味では、たいそうなお金と労力かけて見直す必要があったんだろうかというふうに思うわけですね。それで、ここで先ほど変動はないというようなことで、大差はないというのでありましたけれども、認定数の変化を具体的な数字で示していただければというふうに思います。介護度毎に改定前と改定後との数字の展開が出されておれば紹介していただきたいと思います。

介護保険課長

具体的な数字を羅列してもちょっと難しいかなと思いますけれども、一例として、非該当の分

布率だけをちょっと説明させていただきますけども、2008年度までの分布率でいいますと、全体で飯塚市での数字ですけども、非該当の率が全体を100としますと1.6%くらいの方々が非該当という形で出ておりました。2009年4月以降の非該当の方々の分布率も、4月以降改定があった後の分布率も先ほど申しましたんですけども、飯塚市の場合は1.6と変わっておりませんでした。あくまでも期間が短いこともあって、これが全体的な傾向かどうかというのを判断しかねますが、それを受けて改定後の、これも先ほど言いましたとおり10月1日から1月末日時点までの非該当の構成比でいきますと、これが1.6が0.9になっています。1時点だけの数字ですので、全体的な傾向がどうかということまでは把握できておりませんが、参考指標にはなるかと思えます。今のところ介護度別の数字を羅列してもあれですので、非該当の方々の分布状況で比較しますと、本市ではそういった状況になっております。

楡井委員

今の説明、ちょっと分かりにくいんですけども、いずれにしても被害を受けるというか、不満を持たれている人たちの状況というのが今の数字で若干なんだという状況なんだろうと思います。先ほどの説明をお願いした件については後ほどの資料でもお願いしたいと思います。次は介護保険料ですね。これ今後どうなっていくのかということについての説明をお願いしたいと思います。

介護保険課長

介護保険料は第4期の事業計画の説明の折に説明したかと思えますけども、計画書にも載せておりますけども、現在4期標準保険料4,975円、第3期についても4,975円、第3期の基金が4億1800万円ほどございましたので、それを充当することによって第3期の介護標準保険料に抑えたという経過がございます。本来であればその蓄えがなければ標準保険料5,366円というところからということになるはずでした金額ですので、第4期の期間、21年から23年度までは同一保険料でいきますが、24年度第5期以降の保険料についてはもう基本的にはその5,366円からのスタートになるということが想定されます。

楡井委員

次の245ページの繰入金で先ほど説明がありましたが、合計で2つの数字が並んでますけども、合計で約1億6500万円、1億6499万3千円ですか、そういう数字があるんですね、繰入金という形で。これが黒字分というふうにみなしていいのかどうかについて説明していただけますか。

介護保険課長

先ほど説明しましたように、245ページの繰入金の基金繰入金の2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は先ほどの補足説明の中で説明させていただきましたけども、平成20年度中に国の補正予算で7769万9千円ほどの介護報酬で3%上がることによって介護保険料が上昇することを抑制するために、3年間の上昇分の2分の1の額を20年度補正予算で交付していただいております。それを一旦基金に積み立てまして、平成21年度に3分の2、これは12月補正予算で取り崩させていただき予算を通させていただいておりますが、残りの3分の1を平成22年度に取り崩させていただきまして、7700万円を消化しようとするものです。従いまして、その分が入ってきましたものを控除しまして、給付費の財源調整を上1目の介護給付費支払準備基金を繰り入れることによって調整しております。3カ年で基金を取り崩しながら現介護保険料で財源をバランス取るような形で全体予算を組んでおりますので、黒字という考え方ではございません。前期の3期の決算、第3期18年から20年度までの黒字であった分の積立金をここで崩させていただきことによって、財源調整を取らせていただいております。

楡井委員

そうするとこの1億4千万円になりますかね、そっちの数字のほうはこの平成22年度の予算内で消化してしまうと。従って23年からの第5期ですか、ここからは、そういうやつがなくなるので先ほど言われた5,366円の保険料になるんじゃないかというような見通しだということですか。

介護保険課長

現実には先ほど委員が言われましたけども、予算説明書の中の基金状況表にも記載のとおり、介護給付費等準備基金は20年度末で4億1800万円ほどの預託がありました。それを3年間で取り崩すことにしております。ただその後が発生しました、先ほど言いました7700万円という国から交付を受けました交付金財源そのものを当て込んで換算して行った上での予算計上はしておりません関係で、この金額だけは第4期に残るのではなかろうかという期待をしております。

楡井委員

基金状況の1億3593万6千円ですかね、これが残るのではないかという意味ですか。

介護保険課長

約4億1千万円を全額取り崩すところで第4期の介護保険料を設定しております。ですから、基本的にはルールでいけば、第4期の21年から23年度の期間中にこの4億1800万円相当の金額を最終的には取り崩した中でのバランスになるのかなと、計画どおりいけばの話ですけども、という見込みをしております。ただ先ほど説明しましたように20年度の最終の国の補正予算で7700万円という金額がついてきましたもんですから、その分はここで取り崩す財源にはカウントしておりません関係で、決算としてはこの7千万円はどうかして残さないといけないのかなという、残したいなというような期待の数字です。

楡井委員

7千万円ぐらいは残しておかないと第4期の差引きができなくなると。7700万円ぐらい残しておかないといけないと、こういう意味ですね。はい、分かりました。それから265ページにちょっと飛ばしていただきますけども、いいんですかね、黄色いページの後のほうになると思いますけど、ここに賃金ということで5550万7千円ですか。これが嘱託職員ということで賃金が掲載されておりますけども、この人たち何人分の賃金でしょうか。

高齢者支援課長

介護支援専門員、ケアマネージャーでございます。20名分を計上しております。

楡井委員

20名分ということになると、単純にベタ割りすると1人分が年間で277万5千円ぐらいに相当するのではないかというふうに思うんですよね。ケアマネージャーの人たちの給料ということなんですけど、このケアマネージャーの方たちというのは非常にこの資格を取るためにはですね、随分こう苦労されてる状況があるんですよね。その人たちの給料ということになればですね、年間277万円というのはあまりにも低いんじゃないかという気がするんですよ。それで飯塚市の職員の平均給与41歳でしたか、50歳でしたか、45歳でしたか。それが460、470万円ぐらいにはなってるんじゃないかなというふうに思うんです。それから比べればちょっと有資格の方たちの給料が、ああ200万円ぐらいですね、差があるということになるんですね。そういう理解でいいですかね。

高齢者支援課長

ケアマネージャーであります但嘱託職員につきましては雇用期間につきましては原則1年というふうになっております。このようなことから当然定期昇給もありません、昇進昇格もございません。そのようなことからケアマネージャーにつきましては技術職としての若干高い位置付けでの給与は支払っておりますが、どうしても私どものように年を取れば給料が上がるという職種ではございません。

楡井委員

要望になります。一番初めにお聞きしたようにですね、介護労働者といいますか、介護に従事されてる人たちの処遇改善と、この人たちも一専門分野じゃないかと思うんですね。そういう意味ではこういう人たちをやはりこう大事にするという意味も含めてですね、今の市の職員が大幅に減っていった状況もありますし、もっと大事にしなきゃならないというふうに思うんですね。そういう意味でこの人材確保の視点からも、処遇改善という視点からもこの人たちを正規の職員で雇用すべきじゃないかというふうに思います。これは多分去年もこういう主張をしたんじゃないかというふうに思いますけれども、引き続き検討していただいて、ぜひそういう方向で解決するようにお願いしたいと思います。副市長もおられますので、その点ぜひお願いしておきたいと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

先ほど説明をいろいろ受けました。1の介護労働者、従事者の処遇改善さらには人材確保、この辺については市としてはですね、飯塚市としては何らこの手が打たれていない。またその飯塚市内のこういうところで働いている人たちの、またその人材確保されようかとしている人たちの点については、市としての対応が全くなされていないという状況が見えました。さらに介護認定においてもですね、わずかな数字とはいえ、業者のほうから見ればですね、悪くなっているという状態も反映されておりますので、この議案についてはそういう点を指摘して反対の表明にさせていただきたいというふうに思います。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第35号 平成22年度飯塚市介護保険特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手、賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:15

再 開 11:22

委員長

委員会を再開します。

次に、「議案第36号 平成22年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第36号 平成22年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、補足説明をいたします。

予算書の269ページをお願いいたします。本年度は昨年度と比較いたしまして1億983万2千円、6.7%の増となっております。この原因といたしましては、今回保険料率の改定が予定されておりますので、それを見込んだ予算編成となっております。

275ページをお願いいたします。第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管

理費につきましては職員4人分の人件費および事務費等を計上いたしております。

続きまして276ページをお願いいたします。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、これは保険料徴収いたしました分を広域連合に納付するものでございます。この金額が大幅に伸びてる分は先ほど申しました保険料率の改正による増額となっております。徴収率につきましては特別徴収を100%、普通徴収を97.9%、滞納繰越も25%を見込んだ中での計上をいたしております。

次に273ページをお願いいたします。273ページ、第1款 後期高齢者医療保険料でございますが、この保険料率についてご説明を申し上げます。一応これは11月段階で広域連合のほうで提示されました保険料率の仮の見込みということで算定をされております。所得割率が現在9.24%だったものを11%、均等割額を50,935円だったものが56,275円引き上げるところの見込みを立てております。改定率といたしましては10.38%ということの見込みを立てております。ただ現在この後いろいろ検討がされまして、厚生労働省のほうからできるだけ保険料率の上げ幅を抑えるようにということで5%前後に抑えるということの話が来ておりまして、3月末に連合の議会が招集されましてその決定がされるようになっておりますが、今のところまだ正式ではございませんが見込みといたしましては現在が21年度の保険料で試算いたしますと、1人当たりの保険料額は71,851円となっております。今回基金を積みました中で、財政安定化基金を積みました中で最終的にはそれを原資といたしまして料率の改正を予定しているようでございます。その料率の改正を今予定している分につきましては1人当たりの軽減後の保険料が75,401円、率にいたしまして4.94%ということで試算をしているようでございます。均等割につきましては現在の50,935円が52,213円、所得割が9.24%が9.87%というようなことで検討しているようでございます。最終的には連合の議会で議決を得て、その後の決定というような手順になっております。

予算のほうに戻りますが、3款の繰入金につきましては、273ページの下段のほうになりますが、これにつきましては市の事務費、広域連合の事務費分、それと保険料均等割の軽減に係る広域負担分であります保険基盤安定繰入金をそれぞれ計上いたしております。以上簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

楡井委員

この後期高齢者医療制度というのはただちに廃止をという、私たち一貫して主張してるんですけども、参議院でも既に廃止という法案が可決されている状況があります、これはもうご存じのとおりだと思います。その後、総選挙がありまして、政権が変わったのでこれは実現されるじゃないかというふうに高齢者を始め、国民の皆さん方も期待をしたわけですけども、その後の推移で言えば4年後に廃止ということになりました。これは高齢者を始め、国民、それから2号被保険者にも影響する問題であるというふうに思います。その影響がどのような形で出てくるのかなと、今の高齢者、保険料を払っている方たち、1号被保険者の話が今説明があったんじゃないかというふうに思うんですけども、2号被保険者の方への影響というのは何か影響がありますか。

健康増進課長

2号被保険者の方、扶養の方でございますが、2年間の限度で一応保険料の軽減措置が当初設けられておりました。その分を継続拡大いたしまして、4年間については不利益を被らない内容にということでの軽減措置が設けられております。

楡井委員

2号被保険者の方たちは今のとおりということなんでしょうね。それで最近、ちょっと予算

からちょっと外れて申し訳ないんですけど、この制度を4年後に新しい方向でということで、65歳以上の方たちは全員国保に入るというようなことで、この制度の中に取り込まれるような報道がなされているようなんですね。今75歳以上ということなんですが、これが65歳以上にという形で年齢が拡大されるという方向ではないかなというふうに思うんですけども、その内容を少し説明していただければありがたい、よろしく願いいたします。

健康増進課長

いま委員言われました65歳以上の国保加入ということでございますが、現在検討委員会の方に素案として厚生労働省が作成したものが提示になっております。具体的にその部分に対するうちの方の通知とかいうものも実際ございませんが、新聞報道によりますと65歳以上の分の費用分を別だてで考えて国保のほうに加入するというところでございます。ただ、詳細について、その影響とかそういったものについては今の段階ではちょっと分かりかねます。

楡井委員

それで新しい年度といたしますか、保険料が改定されるという内容が先ほど説明がありました。それで予算案を見ますと、272ページの後期高齢者医療保険料ということで、昨年との比較は7032万円ということの数字が出てますけど、この金額が先ほど言われた数字でですね、はじき出した、予測を立てた金額はこの7032万円ということになるんですか。

健康増進課長

これは全額ということではありませんで、徴収率を実績数値に置いた中での見直しも行ってあります。ただ、大部分がいま言いました利用率の改定による影響ということでございます。

楡井委員

そうすると、75歳以上の方たちの保険料がずいぶん上がるということになるわけですね。それで、この75歳以上の人たちの先ほど2月末時点の数字が言われましたので、2月末時点のこの後期高齢者医療制度の対象人数は何人になりますか。

健康増進課長

現在、16,633名となっております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

かなり大幅な保険料のアップということになるわけですね。全額ではないと言っても、7千万円ぐらいの金額が負担増という形にもなろうと思うんで、高齢者の方にとっては許しがたいことじゃないかというふうに考えられます。それから新しい制度に将来移行するについても、逆に改善にならないような状況も予測されるというふうに思われます。従って2号被保険者の方たちは、この関係では今までのとおりというような状況でありますけれども、いずれにしても市民、特に高齢者の方の収入の低い方たちからの負担が大きいう状況が発生することになりますので、この会計については賛成しかねる状況であります。よろしく願いします。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。採決いたします。

「議案第36号 平成22年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手、賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第39号 平成22年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

高齢者支援課長

予算書311ページをお願いいたします。「議案第39号 平成22年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」の補足説明をいたします。

介護サービス事業特別会計予算は特別養護老人ホーム 筑穂桜の園の管理運営に関する予算であります。歳入歳出の予算総額を1億5535万3千円と定めようとするものです。事項別明細書に基づき、主な項目についてのみ説明をさせていただきます。

315ページをお願いいたします。歳出から補足説明をいたします。1款 事業費、1項 施設介護サービス事業費、1目 施設介護サービス事業費1億1583万9千円の主なものは特別養護老人ホームの指定管理委託料であります。指定管理者は飯塚市社会福祉協議会となっております。2款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 特別養護老人ホーム運営基金積立金1663万8千円は基金積立金、預金利子および運用収入の積立金であります。3款 公債費、1項 公債費、1目および2目1493万7千円は施設整備のため借り入れた施設整備事業債の償還元金および借入利子となっております。

316ページをお願いいたします。4款 諸支出金、2項 繰出金、1目 一般会計繰出金684万2千円は施設整備のため借り入れた過疎債の償還金であります。過疎債は一般会計において取りまとめて償還されるため、一般会計へ繰出を行うものです。次に歳入の主なものについて説明いたします。

314ページをお願いします。1款 サービス収入、1項 介護給付費収入、1目 介護給付費収入1億2313万円は施設介護および短期入所者生活介護サービスに対する介護報酬であります。1款 サービス収入、2項 自己負担金収入、1目 自己負担金収入3136万3千円は施設介護および短期入所者生活介護サービスに対する入所者の自己負担金です。2款 財産収入1項 財産運用収入、1目および2目は特別養護老人ホーム運営基金の預金利子および基金運用収入であります。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

繰越金が存置科目という形で予算書の中には上がってますけど、私の見方がおかしいのかもしれないんですが、1577万8千円積み立てて、その積立基金の、先ほど言った資料ですね、それで見ると1億3593万6千円、約1億3600万円ほどの22年度末残高ということになってると思うんですが、これがいわゆるいつも討議、質疑してきたわけですけど、利用者ですね、利用料の余った分の積立でということになるんじゃないかと思うんですけども、そういう理解でいいですかね。

高齢者支援課長

剰余金につきましては、必ずしも利用者負担というところではなく、介護収入も含んでおりますので若干異なると思われれます。

楡井委員

介護収入というのは、結局利用者並びに市民が納める分なんですよね。そういう理解をさせていただきたいと思うんですが、次に施設整備事業債というのが317ページにあるんですけど、これ残りが1億5700万円ぐらいあります。それから316ページに過疎債として繰出金が684万2千円ということになってますけども、今この施設における債務残高ですか、借金払いの残り金額はいくらになりますか。

高齢者支援課長

未償還元金は申し訳ありませんが22年度末での未償還元金の見込み、すみません、これ1億5709万6千円、未償還元金でよろしかったですかね。過疎債が借入れが1億5267万5千円となっております。

楡井委員

そうすると両方合わせて約3億1千万円くらいになるんですかね。こういう状況がまだ支払残高ということになるわけですよ。この施設は、27年度で譲渡というようなことになった、計画としてはね、そうだったと思うんですけども、この680万円、それから1200万円、約2千万円ずつ返していくとなると3億円返すのに約15、6年かかることにならんですかね。この借りたお金の返済は、市が責任を持つのかそれとも譲渡した先が持つのか、これはどちらですか。

高齢者支援課長

基本は市が償還責任を負いますので、移譲の条件の中に例えば起債償還分の指定管理料等々などの交渉の余地は残っているかと思いますが、原則的には市が責任で償還するものとなります。

楡井委員

それでは、市の責任が譲渡した後にも残ると、交渉次第という側面もあるかもしれませんが。半分だけあなた方持ってくださいということになるかもしれませんが、いずれにしてもまだ15年かかる、今の状況でいえばね、指定管理者料が払わなくてよくなるからその分を借金返済に回すということも考えられるんでしょうけども、いずれにしても現在でいえば3億円を越す借金返済が残っていくという状況になるうということの確認できると思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

今いった借金返済が市の負担にかかってくるということにもなりますし、それから1億3500万円ほどの運用基金ですかね、改良基金という形で残ってます。これはやはり利用者ないし市民の方達へ多様なサービスや対応を考えて、やはり返還すべきだと。さらにはそういう活用の計画をやはり示すべきじゃないかなというふうに思いますので、その点ご検討いただくように要望もして反対の意思表示とさせていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第39号 平成22年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手、賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第49号 平成22年度飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第49号 平成22年度飯塚市立病院事業会計予算」の補足説明をいたします。

別冊の予算書をお願いいたします。本事業会計につきましては病院事業債の償還、それと病

院事業事務経費の分を計上いたしております。

2 ページをお願いいたします。1 款 病院事業収益のうち 1 項 医業収益につきましては公立病院に対します国の財政支援で交付税措置される金額を一般会計から繰入れるものでございます。本年度は単価の見直しおよび救急病院分が特別交付税から普通交付税に変わったことにより、5 3 3 4 万 1 千円増の 1 億 8 6 4 9 万 1 千円を計上いたしております。第 2 項 医業外収益につきましては病院事業債の償還利息に係ります地域医療振興協会負担分や地方交付税措置分などで 4 3 8 万 4 千円を計上いたしております。

3 ページをお願いいたします。1 款 病院事業費用、1 項 医業費用につきましては先ほど説明しました公立病院に対する交付税措置分と減価償却費などで 2 億 2 4 8 7 万 2 千円を計上いたしております。

4 ページをお願いいたします。資本的収入および支出のうちの収入でございますが、第 1 款 資本的収入、第 1 項 出資金につきましては病院事業債の元金償還に対します交付税措置の一般会計からの出資金 5 1 5 万 1 千円を計上いたしております。2 項 納付金につきましては病院事業債の元金償還に対する地域医療振興協会からの納付金でございます。

続きまして支出でございますが、支出につきましては病院事業債元金の償還金 2 2 8 9 万円を計上いたしております。なお 6、7 ページに平成 2 2 年度の予定貸借対照表、8 ページに平成 2 1 年度の予定損益計算書、9、1 0 ページに平成 2 1 年度の予定貸借表、1 1 ページ以降に平成 2 0 年度の予算の明細書を掲載しております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

楡井委員

地域医療事業費補助金というのが国のほうで削減されるというように今聞いているんですけども、この交付金、医業収益の 1 億 8 6 0 0 万円の国からの交付金に何らかの影響がありますか。

健康増進課長

現在、交付税で算入されます分につきましては、ここが削減されるというような情報はございませんので、影響はないと考えております。

楡井委員

平成 2 0 年度の医療振興協会の収支ですね、これは交付金を加えても約 1 億 5 千万円弱だったかと思えますけれども、かなりの赤字が計上されていたというふうに思うんですよ。それで平成 2 2 年は、皆さん方の努力によって整形外科には 3 人と、皮膚科に 1 人の常勤の医師が来ることになりました。そういう意味では収支の改善に大きく寄与するのではないかとというふうに考えられますが、この点についてはどのように判断されておられるかどうかは、答弁お願いできますか。

健康増進課長

整形外科の確保につきましては、今まで再三にわたって皆様にご心配をおかけしておりました。今回 3 名常勤医師が確保されることになったのですが、詳しい医療体制については、いま福大のほうと検討をしているところでございまして、どのような医療体系になるかまだはっきり決まっておりませんが、整形外科 3 人の常勤医師を確保することで、手術ができるようになること、入院患者の受入れができるようになることで収支については改善されるものと考えております。

楡井委員

この間委員会として病院の中を視察に行きました。そのときり八ビリがまだほとんど機能していないという状況じゃなかったかなと思います。たまたま私たちが行ったときにいなかったのかもしれないけれども。この整形外科のお医者さんが 3 人増えて、入院も可能になるという

状況になれば、せっかく立派な施設としての、リハビリの施設ですね、これを今のままでなく、活用をもっとしなければならぬし、また、そのためにもどうしてもリハビリのお医者さんが必要になってくるんじゃないかというふうに思うんですね。それでその方の努力をさらに一段とお願いしなければなりませんし、そうすると収支の改善にもより一層大きな影響になるんじゃないかというふうに思いますので、そういう努力をひとつ引き続きお願いしたいというふうに思います。せっかく4人の方たちが常勤として参加されると、勤務に就かれるという状況になったんですけども、聞くところによりますと内科のお医者さんがですね、6人がこの3月末で辞められるというふうにもお聞きしました。当然、その後の手は打たれてあると思いますけれども、6人減ったあとですね、どういうふうにされるのか。せっかくこの増えてるわけですからね。これが6人減ったままということでは困ると思いますね。どのような手が打たれているか、説明していただけますか。

健康増進課長

6名の医師につきましては辞めるということではございませんで、3名につきましては自治医科大学からの卒業生の3名が研修医として勤務しております。その3名につきましては、1年で交代するようになっております。それで既に3名のかわりの医師の確保もできております。それ以外の3名につきましては、協会側が本部からの派遣をする形で今対応しております。それもある程度期限を切った中で、それは1カ月とか2カ月後でございますで、基本的には1年で交代します。長くなれば2年とかというような形にはなります。それで現在のところ6名の方が交代されるようになっておりますので、病院側としても今受信される患者さんにつきましては、医師が交代されますからということで、後の引継等についても協会側の方がしっかりやるというふうには言っております。

楡井委員

6人が市民病院からいなくなる。また新しく自治医大関係から3人、協会から3人見えるということでありますから、まずは一安心ということだと思います。ただ、この6人の人達といいますが、新しくくる6人の人たちも今説明がありましたように、自治医大から3人の方たちは1年で交代するという状況ですし、協会から来られる方たちも1年以上はというような状況で、非常に勤務期間が短いですね。そうすると患者さんには不安が残る状況が生まれてくるのではないかなというふうに心配があります。この自治医大からの3人の方は研修医ということでお見えになるかもしれませんが、できるだけお医者さんに定着してもらうという努力を一層していただけないかならんじやないかなというふうに今思います。それであと、常勤医師のおられない科がまだ4科ぐらい残ってるかなというふうに思うんですけども、こちらの方の対策は引き続きということしか言いようがないかもしれませんが、これは要望として是非がんばっていただきたいというふうに今思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

一番はじめから、この前の厚生委員会でも整形外科の3人、医者と皮膚科の1人の医師の常勤確定ということで、大いに評価して発言して皆さんからびっくりされるような反応があったわけですけども、これ本当にご苦労さまでございますというふうに申し上げたいことであります。3年、そういう状況の中ですけども、スタートしてこの年度が3年目になるわけですね。しかし一番最後に要望いたしましたように、まだ約束の医師というのは32名の常勤で、12科全科をまかなうと、今回皮膚科が次の議案であるようですから、13科ということにな

るんでしょうけれども、この約束はまだ守られていないという状況がありますから、この点でやっぱり不安を残さないようにですね、1日も早くこれは実現していただきたい。さらにお医者さんがこころ変わるということでは、市民の方たちの不安も残るといふふうに思います。さらに、地域医療振興協会の収支決算、これに議会としてタッチできないという状況が依然として続くわけですね。これは指定管理者にお願いした関係でそうなってるわけですけども、そうするとあそこの働いてる労働者の方たちの福利や厚生、そのことについてこちらの側から、議会の側から意見ができない、監視ができないという状況も今後とも続くと思います。そういう意味では、患者さんの側からもですね、多くの改善の要求が文書で出されて、それを冊子にして私達もいただきました。こういう状況を改善していくためにも、やはり議会としての監視がというか、注視、さらには改善要望、そういうのもしていかなければならないといふふうに思うわけです。したがって残りの常勤での32人の体制、それから予・決算に対する議会からの注文、こういうのが反映できない状況が続いているという意味では、この市立病院の事業会計ということになるとちょっと無理があるかもしれませんけれども、そういう点を指摘して反対の討論としていただきたいと思います。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第49号 平成22年度飯塚市立病院事業会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手、賛成多数)

賛成多数、よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第51号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第51号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の45ページをお願いいたします。今回飯塚市立病院の診療科目に皮膚科を設けまして、提供する医療の充実を図るため本件を提出するものでございます。第3条第2項第13号に皮膚科を設けるものでございます。この結果、飯塚市立病院の診療科は13科となります。従来皮膚科につきましては入院患者のじょく瘡に対応するため、週2回非常勤医師による診療を行ってまいりましたが、九州大学より常勤医師の派遣の要請があったため今回皮膚科を標榜いたしまして、外来患者の診療をすることとしたものでございます。

以上簡単ですが、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第51号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市次世代育成支援行動計画(後期計画)及び飯塚市就学前の子供に関する教育と保育のあり方について」、報告を求めます。

児童育成課長

「飯塚市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)」について報告させていただきます。

市の附属機関であります飯塚市次世代育成、施策推進委員会において審議していただきました、飯塚市立世代育成支援対策行動計画(後期計画)の案がまとまり、市長に答申がなされましたので、その資料をお手元に配布し報告させていただきます。

同計画は次世代育成市支援対策推進法に基づく市町村行動計画として平成16年度に1市4町で、前期計画として策定し、合併後平成18年度にこの計画を一本化しております。後期計画は同法に規定する10年間の期間のうち、平成22年度から平成26年度までの後期5年間を計画期間として策定するものです。今回の策定に当たりましては前期計画の評価、検証を行い適切な見直しを行うとともに、ニーズ調査を実施し子育て中の保護者の子育てに関する実態や意見を参考にしながら、また子育て関係団体から提案を含め計画素案を作成、平成22年1月12日から2月10日にかけてホームページや各支所等での計画素案を公開し、計画案に対する市民の方の意見を募集しその意見を反映させた中で、同推進委員会に置きまして計10回の審議を終了し、計画案をまとめていただき、平成22年2月26日に市長答申がなされました。

次に、計画の概要についてご説明いたします。本計画は、第1章から第5章の構成となっており、1ページから2ページの第1章では計画策定に当たっての背景性格、期間を、3ページから18ページの第2章では子供を取り巻く環境として市の概況や少子化の動向等を記載しております。19ページから33ページの第3章では基本方針として子供、おとな、地域、みながつながる協働のまちいづかの前期計画の基本理念を後期計画においても継承することとし、地域における子育て支援、親と子の健康づくり支援など8つの基本目標を定めております。34ページから110ページの第4章では施策の方向と事業内容として基本目標ごとに具体的事業、新規事業、17事業を含め180事業を掲載いたしております。新規事業といたしましては子育てに関する情報や各種子育て支援サービスをまとめた冊子を作成、子育て家庭に配布する子育て支援ガイドブック作成事業、適切な保育施設、設備を確保し児童の福祉の向上を図ることを目的として、計画的に市立保育所の改築、改修の補助を実施する私立保育所の施設整備、公共施設はもとより、企業や店舗等の民間施設に対しても協力をお願いし、乳幼児を連れて外出中の授乳やおむつ替え等で気軽に立ち寄ることができる場所を赤ちゃんの駅として指定し、協力施設についてはステッカーを張ってもらい市のホームページ等で紹介し、地域と一体となった子育てに優しいまちづくりを進める赤ちゃんの駅推進事業などでございます。

111ページの第5章では本計画の推進体制を記載しております。

最後に資料を添付して構成いたしております。今後はこの計画の周知を図るとともに、計画実現に向けて関係各部課10部24課および関係団体との連携を図り、取り組んでいきたいと考えております。

以上簡単ではございますが、飯塚市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定の報告を終わります。

保育課長

次世代育成施策推進委員会で「飯塚市就学前の子どもに関する教育と保育のあり方について」専門部会を立ち上げて、10回の会議を開いて検討をしていただきました。今年2月

26日には提言書を取りまとめ、会長から市長へ提言がなされております。

この専門部会において検討していただいた項目は、1. 就学前の子どもに関する教育と保育の基本方針として、サービスの質と量の向上及びアクションプログラムの検討、2. 保育所、幼稚園、認定こども園を含めた施設のあり方として、保育所、幼稚園、届出保育施設等の現状と整備計画及び認定こども園についてです。

それでは、報告が少し長くなりますが、配布させていただいております、提言書「飯塚市就学前の子どもに関する教育と保育のあり方について」の説明をさせていただきます。

提言書の1ページをお願いします。提言にあたって、1 提言の趣旨として、就学前教育全体という枠組みで、すべての子どもたちの健やかな育ちと人権を大切にする心の確立を目指すことを目的に本提言をまとめられたことが示されています。

2 提言の考え方として、飯塚市における就学前の子どもたちの教育と保育のニーズを慎重に見極めながら、平成22年度から平成26年度の5カ年を見据えた検討を行ったことが示されております。

2ページをお願いします。就学前の子どもを取り巻く現状と課題として、施設利用児童は、就学前の子どもの66.16%が通所施設を利用していることが示されております。

在宅における児童の養育は、地域社会全体で取り組める子育て支援策の推進が強く求められていることが示されております。

4 現状の把握と諸問題への対応として、地域社会を構成する家庭、自治会、事業所、学校などそれぞれが主体的に果たす役割を認識することが大切です。

これからも「子育てしやすいまちづくり」を実現するための施策の実施を続けていく必要があると示されております。

4ページをお願いします。課題解決の方策として、1 行政組織の一元化は、就学前の教育と保育の所管を一元化した「こども未来部」（仮称）の設置について、是非とも検討すべきと示されております。

2 保育所について、公立保育所は、地域の子育て支援の拠点施設として、特別な支援を要する児童への保育のさらなる積極的取組み、食育の推進などに見られる専門的な取組みが期待されていると示されております。

私立保育園は、昭和40年・50年代に建設されたものが多く、今後、改築、大規模修繕等が必要となってくるため、快適な保育環境を維持する公的支援を行う必要があると示されております。

公立保育所の運営再検討は、今後は広域となった飯塚市の保育所の適正な配置を考慮する必要があります。

また、保育所の適正な人事配置及び交流、さらに、人材育成することが急務となっていることが示されております。

5ページをお願いします。3 幼稚園について、公立幼稚園は、園児数は減少傾向にあると示されております。

私立幼稚園は、定員割れの問題が深刻化しています。今後は、利用者のニーズに則したサービスの充実を図る必要があると示されております。

4 認定こども園・届出保育施設等について、認定こども園は、財政支援等が不十分であること、認定手続きが煩雑であること、幼児教育・保育に関する質の維持・向上など取り組むべき多くの課題も指摘されています。現状、飯塚市は、待機児童という観点では早急な必要性は認められませんが、今後の国、県、社会的動向をも見据えたなかで、運営内容を検証しながら検討していく必要があると示されております。

届出保育施設は公的な支援がないこともあり、国の動向を踏まえ、国県に対して支援策を要望すべきと示されております。

6 ページをお願いします。5 在宅児童への子育て支援は、すべての子どもたちは「地域の宝」であり、子どもたちがより家庭や地域の中で健やかに育つことができる仕組みを整えていくことが示されております。

6 特別保育事業の推進は、未だ実施するに至っていない事業についても利用意向を踏まえ、実施に向けた検証を行い、早期実施に取り組む必要が示されております。

7 ページをお願いします。就学前の子どものために期待される役割として、家庭・地域社会・保育所・幼稚園・事業所・行政それぞれの立場からの役割が示されております。

8 ページは、就学前児童概念図が示されております。

9 ページは、公立保育所の役割として、通常保育、一時保育、人権、食育等の研究実践、地域子育て支援に必要なネットワークの拠点づくり、子育てに不安のある保護者への相談、助言、指導等の体制づくり、人権の視点に配慮した保育の実践、障がい児保育の充実、災害等における保育スペースの確保等の対応が示されております。

10 ページは、公立保育所の重点化について体系的にまとめて示されております。

11 ページは、提言1 就学前の子どもの教育と保育に関する基本方針(アクションプログラム)として、1. 就学前児童の総合的な支援として4項目、2. 幼児教育の充実、保育実践の改善・向上として4項目、3. 家庭や地域に対する支援の充実として3項目、4. 子どもたちの健やかな育成のための基盤整備の充実として4項目が示され、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性を図りながら進めるよう提言がなされております。

12 ページは、提言2 保育所・幼稚園・認定こども園のあり方で、1 公立保育所は、各地域に子育て拠点施設としての役割を担うための公立保育所を存続させることを強く求めます。公立保育所は、各地域の拠点として最低でも5施設を今後も維持・継続する必要があります。その他の施設については、施設設備や入所の状況、保育士の計画的採用及び配置、公立と私立の役割分担などの観点から、市内において適切に運営できる箇所数を慎重に検討したうえで、施設の民営化もしくは統廃合という選択を行うことが望まれます。

また、民営化もしくは統廃合施設を決定するにあたり、公立保育所運営検討委員会において、十分な検討がなされるべきと示されております。

2 民営化における指標・指針として、(1) 民営化の手法は、民間移譲にあたっては、民設民営を基本と示されております。

(2) 公募法人の選定については、公立保育所運営検討委員会において、公正に厳密に選定する必要があると示されております。

13 ページでは、(3) 引き継ぎ期間の十分な確保として、公立から私立へ運営主体が移行する際には、入所児童への影響を十分に配慮し、保護者及び児童の不安を払拭するために、十分な引継ぎ期間を設けることが示されております。

(4) 円滑な推進として、民営化・統廃合と位置づけた保育所は、実施時期も含め、公表することがと示されております。

3 公立幼稚園は、3園を1園に再編成するにあたっては、教育委員会において方向性を早急に示すべきと示されております。

4 認定こども園は、取り組むべき多くの課題がありますが、将来的に新たな保育ニーズの一翼を担うことも期待されます。今後は、認定こども園を含めた国の政策の動向をよく見極めながら、運営内容について関係各課で継続的に協議する必要があると示されております。

14 ページは、アクションプログラムを体系的に示されております。15 ページは、就学前児童の推移・通所サービス等の利用見込み量が示されています。16 ページは、入所児童の状況、17 ページは公立保育所の概要、18 ページは私立保育園の概要、19 ページは公立幼稚園、私立幼稚園、届出施設の概要、20 ページは保育所保育サービス実施状況、21 ページは幼稚園におけるサービス状況、22 ページは保育所における障がい児入所状況、保育所職員の

状況、幼稚園職員の状況、23ページは保育所運営に係る財政状況、24ページは幼稚園運営に係る財政状況、25ページは保育所・幼稚園・認定こども園の比較、26ページは専門部会開催経緯、27ページは飯塚市次世代育成施策推進委員会規則、28ページは飯塚市次世代育成施策推進委員会専門部会委員名簿を添付しております。

以上、簡単ではございますが、「飯塚市就学前の子どもに関する教育と保育のあり方について」の提言についての説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

どちらの文章にもですね、いま大きな社会問題になってるこの子供の貧困率の問題がですね、そういう言葉そのものも1つも出てきてないと、今説明があったお二人の発言の中にもですね。そういう文言もなかった。まだ文章は全然私中身見てませんから、だいぶ前にもらってたから読んでおかなくちゃいけないとは思いますが、目を通してない状況です。そういう文言が背景だとか提言の趣旨だとかというところにも一言もないんですよ。これ見てたらどこにでも通用するような文書じゃないかなという感じ。これは嘉麻市に持ってても、飯塚市を嘉麻市に替えても同じじゃないかという感じがせんでもないような、まあ言うなら平凡な無難なそういう感じがするんですよ。その点はどんなふうと考えられてこれをつくったのかなというふうに思うんですけども。多分皆さん方も課長さんあたりも、この委員会には参加されてると思うんですよ。その点どうですかね。

児童育成課長

今どこにでも出して同じようなとおっしゃられましたけど、飯塚市独自に子供の貧困に関してということで直接取り上げたわけじゃないんですけど、前期計画の時から子育てにかかる費用負担の軽減ということでその中には乳幼児医療の関係の対象期間、対象年齢の引き上げとかですね、各手当のことなどを挙げております。ちょっと基本目標の8、22ページのところに書いてるんですが、ちょっとこれ読ませていただきます。子育てにかかる経済的負担は子育て中の保護者にとって大きな課題であり、ニーズ調査結果によると市に期待する施策の第1位に経済的支援の充実が上がっています。このため、子ども手当等の手当支給や医療費等の各種費用負担に対する助成等を行い、子育てにかかわる費用負担の軽減に取り組みますということで、このあたりでちょっと検討させていただいております。

保育課長

私はこの中では言うておりませんが、保育課といたしましてはこういうふうな社会情勢が厳しくなってる中で保育の減免規定を飯塚市独自でつくっています。それで前年度の所得よりも半分以下になった方については、その保育料については前年の所得によってかかりますけど、その方が来られたときについては保育料の減免措置をまた考えております。そういうものを新しく飯塚市ではやっております。

道祖委員

参考までお尋ねいたしますけれど、次世代育成支援対策行動計画の6ページ、それと提言書15ページ、ここにですね、21年度からの子どもたちの推移が載ってるわけなんですよ。これ見る限りにおいては21年度から26年度の間、児童人口が13,763人から13,487人、276人減るということですよ。これはこれで結構なんですよ。いま飯塚市は12地区に分けてまちづくりをするというふうな言ってるんですよ。12地区の人口分布、児童の人口分布がどういうふうになってるかということはこういう会議の中で検討とか、資料として出されたんでしょうか。

児童育成課長

12地区に分けての人口等は資料としてはありません。検討もちょっとそういうふうな形で

はできてません。

児童社会福祉部長

委員ご指摘の資料は提出いたしておりませんが、保育所、幼稚園は別ですけども、保育所のケースで申しました場合にいま現在が30園ございます。基本的に半径円を描きました場合が大体2kmの範囲の中で非常に12地区ということでございますけれども、市内214.13km²の行政面積の中でですね、山の部分は別にいたしまして、おかげさまできめ細かな公立、私立保育園の配置がなされておるとい状況です。答弁にはならないかもしれませんが、地区ごとの人口までは上げておりませんがそういった形でございます。

道祖委員

なぜ12地区でということ、今の課長の答弁はそれで結構なんです。ただ、今飯塚市がまちづくりをしてる、まちづくり協議会とかね、そういうものをやりましょうと、協働の社会を作っていくためにやりましょうということやられてます。けれども、そのときに12地区でどのように就学前就学の子たちがどのようにいられるのか。人数が分からないというのは、まちづくりをする意味においては十分でないというか。市がやろうとしていることに対して皆さん同じ仕事をやっているんだけど、ちょっと物足りないというか。確かに分かるんですよ、次世代支援対策行動計画というのはつくらなきゃいけないというのは分かる。分かるけれど、飯塚市がやろうとするまちづくりとどのようにリンクしていったのかというのがちょっと見えないと思うんです。片方では基本目標、例えばこの行動計画の12ページに、基本目標が8項目があるわけですよ。その中に、地域における子育て支援というのが書かれておるわけです。前期の反省に立って後期の計画が立てられておるわけですけど、地域というのが、くどいようですが、いま飯塚市がつくろうとしている地域という考え方からいけば、そういうことはきちっと把握する、掌握しとくのが、こういう計画を出すときにね。他の部署の動きとリンクしてくるんじゃないかと思えますけどね。どうもまちづくりの観点から考えたらうまく行政の連帯というか、そういうものがね、連携というものができてないような気がします。その点についてどう思います。

児童社会福祉部長

教育部長からの答弁も必要かなと思えますけども、どうしても私の場合が保育所が主体にはなりません。委員言われております12地区という基本的考え方が、12中学校というひとつの基本があるかというふうに考えております。特に就学前のですね、在宅の子どもさん方のですね、いわゆる子育て支援センターでございますけれども、こちら辺の必要性というのがある一定、地域的なバランスが結果的にある一定取れている状況で、いま5地区に在宅のお子さんのための子育て支援センターは設置させていただいたところなんです。それと併せて保育所、幼稚園がある一定市内にまんべんなく配置されておるとい程度のところで委員まさにご指摘のところのですね、基本的なこれは、当然総合基本計画、マスタープランにのっとった中での考え方での次世代の計画をつくらさせていただいたとりますけども、委員が言われる観点での地域性を十二分に審議、協議をですね、させていただいたということにはならないと思えます。まことに申しわけありません。

道祖委員

見ててそんな感じがしたんで、その辺は部長さん反省していただきますようお願いいたします。それとですね、67ページにこれはまたちょっと具体的な話になってまことに申しわけないんですが、教育委員会のところになってくるんですけども、基本目標が子供が健やかに育つ教育環境等の整備ということで書かれておられて、確かな学力向上ですか、そういうようなことで書かれておりますが、82、小中一環教育研修事業【新】と書いてますね。これは別の場できちっとまた再度一貫教育とか連携についてはですね、質問させていただきですけど、今回は実績が平成20年度がですね、実施目標が小中学校1組×2校区になっておりました。

たね。菰田地区と穎田地区になってるわけなんですけど、この次の目標が平成26年度対象：小中学校1組×1校区となってますけど、これはどういうことなのかちょっと詳しいご説明をお願いしたいんですけど。

学校教育課長

小中一貫教育、そして小中学校の連携した教育活動についてはもう既に現在全小中学校で取り組んでおります。なお、ここに記載してあるような地区での小中学校を調査研究していこうとして、これまで2年間研究を推進させました。その結果を校長会や教頭会、教務主任研修会等でも実践発表をさせることで、市内の推進に寄与させたとところでございます。そのような状況ですので平成23年度まではこの2地区ということでの実施目標を持っていますが、それ以後につきましてはほぼ全校で既に推進状況にあると想定しておりますので、指定校区数を減少させたところでございます。

道祖委員

穎田地区と菰田地区はもう大丈夫だと。小中一貫教育の研究事業はやって、これはもう実施したからこれ以外のところを26年度までに1校区だけやるということでもいいんですか、この書き方は。この書き方はそういうことですか、課長。

学校教育課長

穎田地区、菰田地区だけではなく1つの例を挙げますと、幸袋中学校区でもこの小中一貫教育の調査研究事業ではなく、学校教育課が所管しています調査研究事業の指定にみずから手を挙げまして取り組んでいる学校もございます。穎田地区、菰田地区に限ったことではなく、市内全校で既に広まりつつありますし、近々にはどの学校でも一定の小中一貫教育が実施できるようにすることこそ教育委員会の務めだと考えておりますので、平成26年度には指定学校数を減らしてもやっていけるというように想定をしているところでございます。

道祖委員

表現の仕方が違うんじゃないですか。そしたら対象は全校区とかいう形にするべきじゃないんですか。今までは2校区で実施してきてその実績上がったから、今後は26年度までにそれプラス1工区という取り方じゃないですか、この書き方は。そういうことじゃないという説明ですね。だったらこれは文書が違うから、いま学校教育課長が言う内容と。あなた方が出された計画ですよ。しょっぱなの説明から違うじゃないですか。どういうことですか。

学校教育課長

いま全国で取り組んでいます。ここに穎田地区、菰田地区と記載をしてしまいましたのはこの調査研究費としての予算支出をしている校区に限定して記載しましたので、そのような誤解を与えることになってしまいました。失礼いたしました。

道祖委員

学校教育課長は誤記だというふうに言われておりますけれど、これの取りまとめの最終責任者は誰ですか。どこですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:30

再 開 12:36

委員会を再開いたします。

教育部長

67ページの小中一貫研究事業費のところの実績20年度でつきましては、実際に平成20年度教育委員会から学校に予算を支出しまして実施した穎田地区と菰田地区を、上に実績(平成20年度)と書いておりますので上げております。ただ、小中一貫教育の研究そのものは、事業費の有無にかかわらず、市内12中学校区でそれぞれの小学校と連携を取りながらや

っております。ただ目標としております平成26年度は予算を支出する上での対象校を1組というふうに表記したものでございます。

道祖委員

あのですね、今の部長の答弁、今年は今年度は21年度で、4月から22年度になるんですよ。22、23、24、25、26年度目標なんです、これ。5年間あるんです。それで何で1校だけを予算とるんですか。あなたの今の答弁は予算をとるために1校って書いてるんですよという答弁ですよ。けど、全部でやってるならば、5年間のうちで残りの12中学校区っていうんだったらば、残りの10校区を2校区ずつ1年度ずつやっていけば、10校区終わるじゃないですか、単純に言えば。そういうふうなね、言い方はないんじゃないの、部長。僕が今言ったようにやろうと思ったら全部の、これはね、全部の子どもたちに係ることなんです、全市の。でしょ。そしたら何で今までやってきて一貫校の教育はよかった、だから今広げてます、そしてここに計画を載せるなら1校区じゃなく全校区でしょうも。そうしないと、見方によっては地域間差が出ますよ。そう考えませんか、教育委員会。

教育部長

ここの8番課題方向性を書いておりますように、小中一貫教育に関する調査研究を推進し、研究結果の還元という言葉を書いておりますけども、そういったものですべての学校に広げていくという意味でここに掲げております。

道祖委員

だからそれは当たり前でしょって言うてるの、目標は。それをするのであるなら全市にするのが次世代、あなた言っときますけど、そのこと表記されてない、例えば12校区あると書いておりますから、12校区で2校区はここに書かれてるから、見方によっちゃあ残りの10校区で1校区しかしないということですよ、この書き方は。やってますやってますと書いてるけども、どこにやってますというのがこれに書いてるんですか。これは全市民に見せることですよ。やってるんですよと、どういう説明の仕方をするんですか。そういう言い方しないほうがいいと思いますよ。あくまでも次世代の支援行動計画ならば、全児童にするというのが最大の目標ではないですか。最終目標でしょ、そこが。やるなら、26年度までで書いてるなら、それまでしますと書くほうが本来の姿じゃないですか。だから訂正するなら訂正したほうがいいんじゃないですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:41

再 開 12:42

委員会を再開いたします。

教育部長

ここの小中一貫教育事業の表記の部分と、例えば69ページ等でございますけども、キャリア教育推進事業ということで、実際全小中学校で実施という表記の方法と2つ混在してるところでございますので、今回目標26年度ということで予算だけのことを考えて表記してありましたけれど、これで誤解を招くところがございますら、全小中学校で実施というふうに改めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

田中博文委員

今ここに2つの指針等が出されておりますけども、一つ言えば、就学前の子供たち、また小学校児童含めての環境を整えていくという、大まかに言えばそうだと思うんですけども、この環境を整えて、じゃあ実際預かる子供さん、園児、児童とか、要するに就学前であればどうい

う形になって小学校に入る、どういう形になって小学校生活を送る、こういった格好で中学校に行く、そういう一つ預かる保護者の立場じゃないで預けられた子どもたちのその像というんですか、はどのなるんでしょうか。

保育課長

先ほどご説明いたしましたけど、アクションプログラムということで就学前の総合的な支援といたしまして、就学支援の総合指導について、教育と保育の充実と幼稚園、保育所等の小学校との連携、児童・保護者のニーズ調査・研究、情報提供の充実、また、幼児教育の保育実践の改善として特別な支援を要する子どものための取組みの充実、教諭。保育士の資質の向上、また3番目といたしまして家庭や地域に対する支援の充実、4が子どもたちの健やかな育成のための基盤整備といたしまして、細々申しますと私もそのアクションプログラムの中で具体的な方策を考えております。幼稚園・保育所との連携といたしまして、この中で何点かお話しいたしますと、保育所といたしましては今までの保育をやりますけど保護者懇談会の充実とか食育の日などの推進とか、ブックスタート等の読書活動の取り組みなどを行っていききたいと思います。また、家庭や地域に対する支援といたしまして、子育て支援センターファミリーサポートセンターの充実ですね。地域の子育て支援施設を充実させたいと思います。また特別保育の推進、延長保育、一時保育を進めていききたいと思います。

田中博文委員

ちょっと私の質問の仕方がちょっと悪かったかもしれませんが、一応保育所であれば厚生労働省の児童福祉法にのっとって保育指針に基づく保育、それは幼児等を含めてもそれが一つの教育方針であると。ちょっとこういう見方というか分かりやすく言えば、鹿児島県の志布志市に女子プロゴルファーの横峯さくらのおじさんがですね、私立の保育園3園を経営されております。本も出てますし、このテレビを見たんですけども、飯塚市においてもそうですけど、子どもたちが何か具体的にいい方向にならんかなという思いの中でテレビ見ましたけど、環境その他違うにしろ、これはすばらしい保育園と感じました。きちとしたその教育方針も分かりやすくそんなに特別難しいことをしてるわけじゃないんですが、やはり就学前で読み書きをして運動と、あといろんな計算とかそういうことを基本にして、小学校に送り込むと。そこでできないとかそういった意味の劣等感を持たずにある程度そういった形で訓練というか、教育されて上がりますから、身体能力的にも就学前ですから、それと全国平均、小学校2年生の男子の平均の運動力を上回るというぐらいですから、そんなに特別こう何かという、その先生方ももう尻を叩いて何かしてるって訳でもないし、常に自主的に園児たちがやってると。僕はこういう計画、指針等は、方針ですか、作ってもいいんですけど、分かりやすく、そういう所管で違いますけども、今言った横峯式の保育園みたいなのが、仮にこの飯塚市の中に取り入れられることは可能なんじゃないでしょうか。その執行部で横峯式の保育園を知ってあるのかどうか分かりませんが、可能か可能でないかを教えてください。

保育課長

委員ご指摘の、横峯式、おじさんがされてると、私もテレビで見させていただきましたが、まず私立保育園ではそれに似たような取組みをやられてるところがあります。裸のマラソンとかいろんな催を取り入れてやっています。まず公立保育園でいま委員ができるかどうかということで、それぞれでできると思います。ただ、まず保育士が研修を受けた中で、一緒に勉強して、まず保育士が元気づけてやっていくのが一番大事だと思います。それで委員が一番大事なことは保育士が一番先頭になって元気づけてやるということが、テレビでもやっぱり、私もそう思いましたが、やっぱり体力そういうのが一番今の子どもに欠けてるのかなというのは私もつくづく感じております。これからがんばっていきます。

保育課長

基本は早寝早起らしいです。当然子どもたちも朝から行って運動して、いろいろ勉強して、

もう8時過ぎには眠たくなると。当たり前だと思います。その中で自分が何をすべきかで、自分の意思でやってると。先ほどの一般質問でも児童クラブの図書の本の整備が悪いとかいろいろご指摘があってましたけど、今の飯塚市の現状じゃあ本をビシッと揃えたから子どもたちが本を読むかと。読みます、読めないんですよ。読み切れないんですよ。漢字も分からない。読んだ意味もよく分からない。そういったものを読書させてもやはりおもしろくないと思うんですよ。何かそこに読ませる整備した側の、またそれを使う教え方を、子供たちがそれを学んでいくという。本当に新聞を持って来させて、分からない字も全部書かせて分からない言葉は辞書をひかせてとか、最終的になるらしいです。そこでこれは何を言ってる、今の世の中どうなってるのかということ子どもたちが考えて園児がですよ、将来何になりたいかといったら看護師さんになりたいとかですよ、何でもかといったらおじいちゃんとかおばあちゃんとか家にいて、何もできなかったと。だから私は助けるために看護師になりたいという女の子がいたりするんですよ。それを聞くと、今の飯塚市に置きかえればそういう形で何人ぐらい言えるのかなと。これは大人よりすばらしいと思います。この今の委員のやりとりをその3園の保育園が見たら、何とを感じるのかなと僕は思います。そういったことが、課長が言ったように可能であればですね、同じそっくり真似をしてくださいとは言いませんけど、そういったのを1つヒントなりきっかけなりしてですね、やっていただければ、多少なりともいま子は宝という飯塚としての別の形での具体的な方向性なりが見えるんじゃないかと思います。ぜひとも横峯式を、部長、退職前までに、ちょっと調べていただいてですね、きっちりそれを、よければ後に継いでいってください。終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

安藤委員

すいません、こちらの次世代育成支援対策行動計画の中の基本目標7の部分の児童虐待についてなんですけれども、先ほどは子どもの貧困の問題も上がってございましたけれども、児童虐待というのはかなり今、テレビでもですね、大変スポットを浴びているわけなんですけれども、多分これから状況はますます厳しくなってくるんじゃないのかなというふうに思っております。その隣に書いてある心身被害に遭った子どもたちというのは、まさしくそういう被害に遭った子供たちが立ち直るためにはですね、本当に普通のことじゃ立ち直れない。そのためにはどうやって保護してそれを何と言いますかね、防ぐようにしなきゃいけないか。ここにまさしく書いてあるとおり、発生予防、早期発見、そしてその後の支援策というのがまさしく重要になってくるわけなんですけれども、この中で目標としては関係機関との連携の強化、もちろん当たり前なことなんですけど、もっと何か具体的に何かないのかなというふうに思ったりもするんですけども、本市としてその目標の中の連携の強化と書いてありますけれども、その中で思いというのが何かございましたら語っていただきたいと思います。

児童育成課長

関係機関との連携の強化というふうにこちら上げておりますけど、上の段の要保護連絡協議会なんですけど、ここに今年度から専門部会を設けまして実務者会議、個々でケース会議を行っておるんですけど、通報があってから関係機関と集まってどのような対応をするかということで、そこで問題が解決できないような、簡単な問題であればそこで終わるんですけど、それから専門部会のほうに挙げていただいてその中でその問題に対応できるような動きをするために専門部会で話をして、そこで解決できない時は臨床心理士の方や病院、医療ソーシャルワーカーの方とかの意見をいただいて対応しております。対応のほうもまず現場が大事ですので、対応する時はそちらのほうに行って事情を十分に聞きながらですね、問題を解決するような形にしております。

児童社会福祉部長

すみません、簡単に、端的に言います。虐待も非常に重要です。不登校、いじめの問題、ネグレクトの問題、本当にですね、現在数多くあってはおりますけども、リアルタイムな対応。一つですね、あなたの心なんですよ。私残念ながら子どもおりません。実の子供を育てていくときにですね、本当に親の言うことを聞いてくれるかと。申しわけないけど、私たちは行政マンとしてプロです。市民の皆さん方の個々のそういったケースの中でですね、心の中に入り込んでいって何とか理解してもらおう。市役所の職員のノウハウというのにも限られております。必ずや専門家、ドクターですね、弁護士もあろうし臨床心理士もあってある。それとまたこれの権限はですね、飯塚でいいまして、児童相談所、田川児相ですね。それといま現在は飯塚警察署の生活安全課、そういった専門家との連携を取った中でケース会議を開き、リアルタイムに、これ事例あります。朝昼晩家庭訪問です。昨年も年末年始あっておりません。これは何も児童育成課の問題じゃありません。ただ私どもはですね、それだけの熱意を持ってですね、職員一丸となって対応はさせていただくとするということに思っておりますので、今後とも議員の皆さんのご支援、ご指摘をですね、心からお願いする次第であります。

安藤委員

いろんな事例を見ますとですね、手遅れということがあって本当に悲しい結果になってしまったところをよく耳にするわけです。そのためにですね、ある部分その保護する機関みたいな部分が必要になってくるじゃないのかなと思ったりします。それは本市だけでできる問題ではないかもしれませんが、たまたま宮若か何かにDVのための施設といいいますか、そういう駆け込み寺といいいましょうか、そういう所もあるようなことを聞いたことがございますんで、そういう部分も含めてですね、本市単独ではなかなかできないことかもしれませんけれども、今後ともそういうことも頭に入れながらぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「生活保護法による費用返還命令取消請求事件について」、報告を求めます。

保護第1課長

「生活保護法による費用返還命令取消請求事件について」、報告させていただきます。

本件訴訟請求事件につきましては飯塚市に対しまして平成21年12月25日付で、被保護者から生活保護法による費用返還命令の取消を求める訴えが提起されております。本件につきましては当福祉事務所が交通事故の保険金を収入申告せず資力があるにもかかわらず、生活保護を受給したことを理由といたしまして、平成20年8月7日付で原告に対し、生活保護法第63条に基づき行っております費用返還命令の取消を求めるものでございます。この費用返還命令につきましては原告が福岡県知事に対しまして審査請求を行ってりましたが、この審査請求につきましては平成20年10月3日で審査請求を棄却する採決が行われ、同年10月4日に原告に裁決書が送達されております。この処分取消訴訟につきましては行政事件訴訟法第14条第3項の規定によりまして、裁決のあったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると訴えの提起ができないということになっております。したがって本件訴訟は出訴期間経過後になされたものであり、不適法な提訴として却下されるべきものであるとの考え方から、1.原告の請求を棄却する。2.訴訟費用は原告の負担とするという主張で顧問弁護士である井上弁護士を訴訟代理人といたしまして争うこととしております。

以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
これをもちまして厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。